

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	北区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1)</p> <p>介護保険料について</p> <p>堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 介護保険料の減免審査</p> <p>堺市介護保険条例では、市民税を課税されていない世帯であって、市長が生活に困窮していると認めるもの（以下「生活困窮者」という。）は介護保険料を減免することができるとし、堺市介護保険施行規則で保険料減免基準を定めているが、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、元本の合計額が350万円以下であることを減免の条件としている。</p> <p>しかし、減免の申請者から提出を受けた通帳の写しにおいて、申請の約1か月前に300万円が出金され、その出金がなければ減免の条件を満たしておらず、かつ、全額を支払等に充てたか不明であ</p>	<p>御指摘を受け、令和5年2月8日付けで減免取消通知書及び減免額（27,160円）の納入通知書を申請者に送付し、同年3月1日に13,660円、3月30日に13,500円を領収しました。</p> <p>今後は、申請された預貯金額が保険料減免基準の額に近い場合や、申請前の出金により同基準に合致している場合については、金融機関への照会等の調査を行います。</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>り、他にも預貯金を保有している可能性があったにもかかわらず、出金の意図や内容の確認、各金融機関への照会等の調査をすることなく減免しているものがあった。</p> <p>なお、監査期間中に地域福祉課が各金融機関へ照会を行ったところ、350万円を超える預貯金を保有していたことが確認され、その結果、本来減免できない者に減免していたことが判明した。</p> <p>4(2)</p> <p>社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について</p> <p>堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 督促状の送付</p> <p>堺市債権の管理に関する条例施行規則等において、督促は、納期限経過後30日以内に行い、督促に指定する期限は、督促を発する日から起算して10日を経過する日と定められている。</p> <p>しかし、令和4年6月分の入所者負担金について、納期限（7月29日）までに入金されなかったもの3件に対して、納期限経過後から30日を超えた9月9日に督促状を送付していた。</p> <p>また、督促に指定する期限について、9月9日から起算して10日を</p>	<p>御指摘を受けた督促計3件については、令和4年11月18日までに全て納付されました。</p> <p>現在は、施行規則等の内容を課内で改めて共有した上で、督促期日や手順について、必要な事務処理を手順書としてまとめ、担当者以外の課員でも処理できる状態にしました。</p> <p>納付書及び督促状の日付については、誤りが生じないよう Excel ファイルにおいて管</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	---	------------------------------

<p>経過する日とすべきところ、納付書には送付日と同日の9月9日、督促状には納付書と異なる9月10日と記載して送付していた。</p> <p>7 (4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿の整理 介護保険料過誤納還付金に係る前渡資金の現金出納簿において、預金の残額を記載すべきところ記載していないものや、現金の残額を記載すべき欄に、預金から引き出した現金の額を記載しているものがあった。</p>	<p>理の上、RPAにより督促状及び納付書の作成に必要なデータが出力されるように改善しました。また、決裁時も期日等をよく確認するようにしました。</p> <p>督促状及び納付書の送付時期については、以前よりも1週間前後早めることで、施行規則で定められた納期限経過後30日以内に確実に送付できるようにしました。</p> <p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿を修正し、訂正箇所については、前渡資金受領者である所属長の訂正印を押印しました。</p> <p>また、御指摘を受けた翌日に、現金出納簿の記載の仕方を課内で共有しました。現在は、現金出納簿の記載例をファイル裏表紙に貼り、記載時及び決裁時に記載例と相違ないか確認をするようにしました。</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	--	------------------------------